

○飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付要綱

平成21年4月10日

飯塚市告示第91号

改正 H25-220

(趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭から排出されるごみを適正に管理し、清潔な環境を確保するため、ごみ集積器具を設置する費用の一部を補助するものとし、その補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「ごみ集積器具」とは、ごみ置場に設置され一般家庭から排出される一般廃棄物が収納できる設備をいう。

(補助の要件)

第3条 補助の対象となるごみ集積器具は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として5世帯以上の利用があること。
- (2) ごみ集積器具を設置する土地の所有者の同意があること。
- (3) 耐久性のある材質で製作されたものであること。
- (4) 床、屋根及び側面がすべて囲まれ、犬、猫、鳥等が侵入できない構造になっていること。
- (5) ごみ収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助しないものとする。

- (1) 販売が目的で造成された住宅団地、共同住宅等に設置されるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

3 補助の対象となるごみ集積器具の数は、利用世帯数に応じ別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ごみ集積器具ごとの購入金額(消費税を除く。)に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、45,000円を超えるときは、45,000円を限度とする。)を合算した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(H25-220一改)

- (1) 費用見積書及び仕様書

- (2) 位置図及び字図
- (3) 土地占用同意書
- (4) 利用者世帯名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、ごみ集積器具設置完了後、速やかに次の掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 完了報告書
- (3) 設置写真
- (4) ごみ集積器具設置に要する費用の領収書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
(飯塚市ごみ集積器具等設置補助金交付要綱の廃止)
- 2 飯塚市ごみ集積器具等設置補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第143号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までに、この告示による廃止前の飯塚市ごみ集積器具等設置補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年7月25日 告示第220号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

ごみ集積器具の補助基準

利用世帯	補助限度基数
9世帯以下	1基
10世帯～14世帯	2基
15世帯～19世帯	3基
20世帯～24世帯	4基
25世帯～29世帯	5基
30世帯～34世帯	6基
35世帯以上	市長が別に定める